

道路法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 53 号

道路法施行細則の一部を改正する規則

道路法施行細則（昭和 48 年岩手県規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(道路管理者以外の者の行う工事の承認等)</p> <p>第 2 条 法第 24 条に規定する承認を受けようとする者は、道路工事施行承認申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、<u>知事又は所管地方振興局長（以下「知事等」という。）</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) その他特に<u>知事等</u>が必要と認めて指示する書類</p> <p>2 前項の承認を受けた者（以下「工事施行者」という。）は、当該承認に係る事項を変更しようとするときは、速やかに<u>知事等</u>に届け出て、その指示を受けなければならない。</p> <p>3 工事施工者は、道路工事に着手しようとするときは、道路法第 24 条工事着手届（様式第 2 号）を<u>所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>4 工事施工者は、道路工事が完成したときは、直ちに道路法第 24 条工事完成届（様式第 2 号）を<u>所管地方振興局長</u>に提出し、その検査を受けなければならない。</p> <p>(道路の占用の許可等)</p> <p>第 3 条 法第 32 条第 1 項（法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を<u>添付</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 法第 32 条第 3 項（法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による許可を受けようとする者は、申請書に前項各号に掲げる書類のうち当該変更に関連のあるものを<u>添付</u>しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(道路管理者以外の者の行う工事の承認等)</p> <p>第 2 条 法第 24 条に規定する承認を受けようとする者は、道路工事施行承認申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、<u>所管する広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という。）</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) その他特に<u>所管する局長</u>が必要と認めて指示する書類</p> <p>2 前項の承認を受けた者（以下「工事施行者」という。）は、当該承認に係る事項を変更しようとするときは、速やかに<u>所管する局長</u>に届け出て、その指示を受けなければならない。</p> <p>3 工事施工者は、道路工事に着手しようとするときは、道路法第 24 条工事着手届（様式第 2 号）を<u>所管する局長</u>に提出しなければならない。<u>この場合において、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 1 項の規定による許可（以下「道路使用許可」という。）を必要とする工事の場合には、当該許可書の写しを添付しなければならない。</u></p> <p>4 工事施工者は、道路工事が完成したときは、直ちに<u>工事完了後の現況写真</u>を添えて、道路法第 24 条工事完成届（様式第 2 号）を<u>所管する局長</u>に提出し、その検査を受けなければならない。</p> <p>(道路の占用の許可等)</p> <p>第 3 条 法第 32 条第 1 項（法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、<u>知事又は所管する局長（以下「知事等」という。）</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 法第 32 条第 3 項（法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による許可を受けようとする者は、申請書に前項各号に掲げる書類のうち当該変更に関連のあるものを<u>添えて、知事等に提出</u>しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>

<p>4 道路占有者は、占用工事に着手しようとするときは、<u>道路法第 32 条工事着手届（様式第 3 号）を所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>4 道路占有者は、<u>道路法施行令（昭和27年政令第479号）第 8 条各号に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ道路占有変更届（様式第 3 号）を所管する局長に提出し、その指示を受けなければならない。</u></p>
<p>5 道路占有者は、<u>占用工事が完成したときは、直ちに道路法第 32 条工事完成届（様式第 3 号）を所管地方振興局長</u>に提出し、その検査を受けなければならない。</p>	<p>5 道路占有者は、<u>占用工事に着手しようとするときは、道路法第 32 条工事着手届（様式第 4 号）を所管する局長に提出しなければならない。この場合において、道路使用許可を必要とする工事の場合には、当該許可書の写しを添付しなければならない。</u></p>
<p>6 道路占有者は、<u>法第40条第 1 項の規定により占有物件を除去して道路を原状に回復しようとするときは、道路占有廃止届（様式第4号）を所管地方振興局長</u>に提出し、その指示を受けなければならない。 (地位の承継届)</p>	<p>6 道路占有者は、<u>占有工事が完成したときは、直ちに工事施工前及び施工後の状況が分かる写真を添えて、道路法第32条工事完成届（様式第 4 号）を所管する局長</u>に提出し、その検査を受けなければならない。</p>
<p>第 4 条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の法第32条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者の一般承継人（分割の場合にあつては、当該許可に係る権利を承継する法人に限る。）は、速やかに<u>地位承継届（様式第 5 号）を所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。 (権利の譲渡)</p>	<p>7 道路占有者は、<u>法第 40 条第 1 項の規定により占有物件を除去して道路を原状に回復しようとするときは、道路占有廃止届（様式第 5 号）を所管する局長</u>に提出し、その指示を受けなければならない。 (地位の承継届)</p>
<p>第 5 条 法第32条第 1 項又は第 3 項の許可に基づく権利は、<u>所管地方振興局長</u>の承認を受けなければ、譲渡することができない。</p>	<p>第 4 条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の法第32条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者の一般承継人（分割の場合にあつては、当該許可に係る権利を承継する法人に限る。）は、速やかに<u>地位承継届（様式第 6 号）を所管する局長</u>に提出しなければならない。 (権利の譲渡)</p>
<p>2 前項の規定による承認を受けようとする者は、<u>権利譲渡承認申請書（様式第 6 号）を所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。 (工事の承認標識等の設置)</p>	<p>第 5 条 法第32条第 1 項又は第 3 項の許可に基づく権利は、<u>所管する局長</u>の承認を受けなければ、譲渡することができない。</p>
<p>第 6 条 第 2 条の規定により工事施行の承認を受けた工事施行者は、<u>道路工事の期間中当該工事を行う場所に道路法第 24 条工事施行承認標識（様式第 7 号）を設置しなければならない。</u> 2 第 3 条の規定により道路占用の許可を受けた道路占有者は、<u>占用工事の期間中当該占用工事を行う場所に道路法第 32 条道路占有許可標識（様式第 8 号）を設置しなければならない。</u> (書類の経由等)</p>	<p>2 前項の規定による承認を受けようとする者は、<u>権利譲渡承認申請書（様式第 7 号）を所管する局長</u>に提出しなければならない。 (工事の承認標識等の設置)</p>
<p>第 7 条 この規則の規定により知事に提出する申請書は、<u>所管地方振興局長</u>を経由しなければならない。</p>	<p>第 6 条 第 2 条の規定により工事施行の承認を受けた工事施行者は、<u>道路工事の期間中当該工事を行う場所に道路法第 24 条工事施行承認標識（様式第 8 号）を設置しなければならない。</u> 2 第 3 条の規定により道路占用の許可を受けた道路占有者は、<u>占用工事の期間中当該占用工事を行う場所に道路法第 32 条道路占有許可標識（様式第 9 号）を設置しなければならない。</u> (書類の経由等)</p>
<p>2 [略]</p>	<p>第 7 条 この規則の規定により知事に提出する申請書は、<u>所管する局長</u>を経由しなければならない。</p>

様式第1号（第2条関係）

道路工事施行承認申請書

年 月 日

岩手県知事 様

（ 地方振興局長 ）

[略]

[略]

様式第2号（第2条関係）

道路法第24条工事着手（完成）届

年 月 日

地方振興局長 様

[略]

[略]

様式第1号（第2条関係）

道路工事施行承認申請書

年 月 日

振興局長 様

[略]

[略]

様式第2号（第2条関係）

道路法第24条工事着手（完成）届

年 月 日

振興局長 様

[略]

[略]

様式第3号（第3条関係）

道路占用変更届

年 月 日

振興局長 様

（郵便番号 ）

届出人 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

次のとおり道路法施行令第8条各号に掲げる変更を行いたいので、道路法施行細則第3条第4項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

許可年月日 及び許可番号	年 月 日 岩手県指令 第 号		
占用の場所	路線名	国道 県道	歩道・車道・その他 ()
	場 所		
変更の理由			
変更事項	変更前		
	変更後		
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		

道路の 復旧方法	
添付書類	位置図、変更事項を対照できる図書、道路の 復旧に関する設計書、その他（ ）

備考 「場所」の欄には、地番まで記載してください。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載してください。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲んでください。

(A4)

様式第3号 (第3条関係)

<p>道路法第32条工事着手(完成)届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地方振興局長 様</p> <p>[略]</p>
--

[略]

様式第4号 (第3条関係)

<p>道路占用廃止届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地方振興局長 様</p> <p>[略]</p>

[略]

様式第5号 (第4条関係)

<p>地位承継届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地方振興局長 様</p> <p>[略]</p>

[略]

様式第6号 (第5条関係)

<p>権利譲渡承継申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地方振興局長 様</p> <p>[略]</p>

[略]

様式第7号 (第6条関係)

[略]

様式第8号 (第6条関係)

[略]

様式第4号 (第3条関係)

<p>道路法第32条工事着手(完成)届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>振興局長 様</p> <p>[略]</p>
--

[略]

様式第5号 (第3条関係)

<p>道路占用廃止届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>振興局長 様</p> <p>[略]</p>

[略]

様式第6号 (第4条関係)

<p>地位承継届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>振興局長 様</p> <p>[略]</p>

[略]

様式第7号 (第5条関係)

<p>権利譲渡承継申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>振興局長 様</p> <p>[略]</p>

[略]

様式第8号 (第6条関係)

[略]

様式第9号 (第6条関係)

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の道路法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書及び届書について適用し、施行日前に提出した申請書及び届書については、なお従前の例による。